

院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料

院内感染によりクラスターが発生したことで、当該医療機関の病棟全体や病院全体で治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、県が認めた期間に限り臨時的に重点医療機関として指定されたものとみなして、次のとおり、重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能とされています。（院内感染により入院制限を行うこととなった医療機関を支援する趣旨ではなく、病床確保という県の施策にご協力いただく医療機関への補助制度です。）

1 対象医療機関

次の2つの条件を満たす医療機関が対象です。

(1) 院内感染によりクラスターが発生した医療機関

(2) 病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者（以下「陽性患者」と言います。）の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす（臨時的に新型コロナ患者専用病棟（以下「専用病棟」と言います。）を設置したと認められる）（注1）医療機関として県が認めたもの

（注1）・重点医療機関は、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、院内感染対策等の観点から、医療機関又は病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる体制を整備している医療機関のことを指します。

・クラスターが発生した病棟において、転棟・転院調整、陰性となった後の経過観察等により陽性患者の治療を行わない場合や、検査結果判明後に受入病院へ入院するまでの数日間のみ入院させる場合（症状の悪化による転院は除く）は、実質的に重点医療機関の要件を満たすとはいえません。

・専用病棟内は陽性患者のみとなります。

・濃厚接触者、その他陰性の患者が混在する場合は専用病棟とはいえません。

2 対象期間(指定期間)

院内で陽性患者が確認された後、病棟全体や病院全体で陽性患者の治療を行った期間（初日は、該当する病棟を専用病棟とした日）として、県が認めた期間とします。（原則として、始期は専用病棟体制が整った日、終期は最後に発症した陽性患者の発症から10日経過後又はクラスター終結の日のうち早いほうまでとなります。）

3 対象病床

該当する専用病棟（注2）のうち、対象期間（指定期間）の空床及び、人員確保のためなど、専用病棟化のために休止した病床（必要最低限のものに限る。）とします。

（注2）ゾーニングを行い、ゾーニング内を陽性患者のみとし、専任の看護体制が確立された病棟です。ゾーニング等により、陽性患者、濃厚接触者、一般患者等を区分しており、一部の区画が専用病棟として実質的に機能していたとみなされる病床を含みます。（専用病棟は、原則、既存の病棟単位ですが、陽性患者が少数で、既存病棟の一部の病室をゾーニング等により、陽性者のみの区画を設定した場合は、その区画のみ対象となることがあります。濃厚接触者のみの区画は対象にはなりません。）

- ※ 院内感染発生後であっても専用病棟設定前日の空床は対象となりません。また、入院制限のされた病棟内の空床、休止病床のすべてが補助対象となるわけではありません。
- ※ 令和4年1月以降の病床確保料の見直しに伴う休止病床の上限を適用します。

4 補助額(上限額)

対象医療機関として県が認めた場合は、対象期間のみ「(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」における「重点医療機関である一般病院」又は「重点医療機関である特定機能病院等(注3)」に該当するものとみなして算定します。

(注3) 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とします。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、ECMOによる治療を受ける患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関を指します。

5 申請方法

(1) 申請時期等

補助対象となると思われましたら、なるべく早く県の交付金担当にご一報ください。書類の提出時期や整備方法は、その際にご案内いたします。

(2) 必要書類

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保事業補助金の重点医療機関の病床確保料の申請に準じますが、そのほかに特に次の資料(一部重複)をご用意ください。

- ア 対象期間中、専用病棟に陽性患者のみが入院していること、及び、対象病床が空床となっていることが分かる資料(陽性患者発生届、入退院管理システム、病棟管理日誌の写し等)
- イ 対象病棟のフロアマップ(平面図)(稼働病床の位置と数がわかるもの)
- ウ クラスタ発生から終息までの経過概要
- エ 保健所からの指導内容のほか、専用病棟の看護体制、ゾーニング等、専用病棟化のための対応状況がわかる資料

6 クラスタが発生した医療機関に対する消毒経費の補助等

令和4年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)では、次の事業区分で、消毒費用の補助を受けられる場合があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

(10) 新型コロナウイルス感染症により休業となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

また、事業区分(8) DMAT・DPAT等利用チーム派遣事業で、クラスタが発生した医療機関に対して医師・看護師等を派遣する費用の補助を、派遣する側の医療機関が受けられる場合があります。